

平成 30 年 5 月 26 日

沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)平成 30 年度通常総会議事録

1. 開催日：2018 年 5 月 26 日（土曜）
2. 場所：沼間コミュニティセンター学習室
3. 時間：15 時 05 分～16 時 10 分
4. 出席者数：53 名

(1) 会員団体

(出席会員 24 団体＋委任状提出会員 3 団体) / (当会所属会員 33 団体) = 82%

(2) その他

- ①協力団体：7 名〔沼間小学校、沼間中学校、エコ広場ずし、東部地域支援センター〕
- ②逗子市役所：8 名〔平井市長、当会地域担当職員、市民協働部長、同次長〕
- ③逗子市議会議員：3 名〔匂坂氏、田幡氏、松本氏（ホテルの里の会代表も兼務）〕

1. 開会の辞

司会進行役（石井役員：神武寺谷戸町内会）により通常総会の開会の宣言がなされた。

2. 来賓挨拶《平井市長》

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）が 4 年目を迎える中、苦労を重ねて地域の課題の解決のために様々な取り組みや活発な活動をされておられること、大変心強く思っております。逗子市の財政が厳しく地域づくりの交付金も減額させて頂いていることお詫びを申し上げます。一方、株式会社パブリックサービスから活動支援金 20 万円を頂けることになりましたのでこれらの財源も活用して地域の発展のために皆様の活動が強化されることを期待しております。

①総合的病院の誘致について

・本日午前沼間中学校体育館で説明会を実施しました。現在 109 床のみの状況であり、神奈川県の新しい医療計画で今年度の増床を見込んでおりましたが、病床を確保することができなかったため、開設が 2 年ほど遅れてゆくだろうと考えています。引き続き病床確保に向けて神奈川県へは葵会と共に働きかけてゆくこととしたいと思います。

②東逗子駅前の用地活用による活性化について

・平成 30 年度から地元の事業者や住民と意見交換や意見集約を開始するとともに、民間資本（PFI）の活用手法を研究しながらの計画の検討を進めるという方針を掲げております。地域連合会(住民自治協議会)では、住民の意見を募りながら地域づくり計画を策定しておられるので、市が進めている上記の大きな政策との連動を踏まえて展望を拓いてゆく考えです。

3. 会長挨拶（磯部会長）

・沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）平成 30 年度通常総会に平井市長を始め市職員の皆様、市議会議員の皆様、他住民自治協議会代表の方々に出席頂きありがとうございます。平成 29 年度は、年度開始の直後に永瀬前会長が急逝されましたので、会長の職を引き継ぐこととなりました。不案内な私がその後を務めることができたことは偏に会員皆様並びに関係の皆様のご支援のおかげと感謝しております。

○総会開催資格審査報告

本日の総会には出席会員 24 団体及び委任状提出会員 3 団体で合せて 27 団体となり、本会会員 33 団体の 82%となり過半数を超しており、本会会則 21 条の規定から、総会は成立する。

4. 議事

○議長の選出

参加者に議長候補を求めたが「無し」のため、司会進行役の推薦により武藤役員(桜山4丁目町内会)を選出した。

○武藤議長により議事進行、議案審議を行った。

1) 第1号議案：平成29年度活動報告について（磯部会長）

《主な説明》

- ・平成29年5月27日の通常総会において、平成28年度活動計画と収支決算、平成29年度の役員、活動計画、収支予算（会費会計含む）を承認した。
- ・例年通り「代表会会議」「役員会議」を開催し、並行して各種活動を実施。
特に、崖崩れ注意箇所の報告書作成、県道24号線の右折渋滞対策としてのバナー設置、「地域づくり計画」の計画策定等を重点に取組んだ。

（関連質問）

Q1：県道24号主要道路渋滞対策での「右折車にやさしいまちづくり」の推進を目標にしているが具体的な内容（電柱幕やバナーフラッグの設置）については、交通法規の関連で逗子警察署長等の了解・確認は受けているのか？（神武寺谷戸町内会 矢田氏）

A1：この活動はあくまでも右折車に譲ることで渋滞を少しでも軽減してゆこうという、「譲り合いの精神」の啓発活動の一環である。（磯部会長）

Q2：この中で事故が起きた場合は誰が責任をとるのか？この活動については心配である。

A2：右折車への譲り合いとは言っても、あくまで当事者による安全確認を基本に営むものなので、事故の際には当事者の責任となると認識している。（磯部会長）

★議長より、配布した活動報告の記述の「地域連合会だよりの配布の記載」において『全戸』の削除訂正並びに『平成30年度通常総会』の記載訂正したうえで、出席者の拍手で承認した。

2) 第2号議案：平成29年度収支決算について（小清水会計担当役員）

(1) 住民自治協議会の平成29年度交付金会計の収支決算の説明と審議

・交付金会計での収入決算額は、760,652円、交付金会計での支出決算額では、選択事業費94,719円、事務費307,212円等で、448,666円を使用した。選択事業費については全額繰り越せることとなったため、平成30年度繰り越し分311,986円となった。

(2) 地域連合会の平成29年度会費会計の説明と審議

・会費会計での収入決算額は、259,599円、会費収入では、各戸30円の会費で114,090円、関係団体分8,000円、会費会計での支出決算額では、活動費として種々の行事への賛助金15,000円、会議費（お茶代）28,620円、次期繰越金は194,779円となった。

★小清水会計担当役員の報告後、議長の指名により桐ヶ谷監事から収支決算の監査報告がなされ、収支決算通り問題無い旨確認された。

以上について議長から質問・意見を求めたが特に無く拍手で承認した。

3) 第3号議案：平成30年度役員（案）について（磯部会長）

- ・原則として任期2年としており今期で任期切れとなる。会長については、初代は東町内会（沼間六丁目）、そして、沼間三丁目自治会、逗子アーデンヒル自治会と続いてきた。今期の会長候補には、桜山地区の方を人選したいということで、現副会長の曾志氏を推薦する。
- ・磯部氏は事務局長兼会計を、書記には江連氏（逗子アーデンヒル自治会）、新副会長には東逗子商栄会の森谷氏、監事には、小清水氏、城藤氏をそれぞれ担う役員体制の提案である。

以上について議長から質問・意見を求めたが特に無く拍手で承認した。

4) 第4号議案：平成30年度活動計画（案）について（磯部事務局長：前会長）

- ・平成30年度の活動は、例年通り「代表会会議」「役員会議」を中心に、「地域づくり計画」で立案した事業を会員の承認を得ながら実施する。なお、「地域づくり計画」では、住民への周知や計画策定への住民の参画の仕組みづくりも努力する。

（関連質問）

C3：今年のチャレンジデーへは参加しないはずである。（逗子桜山ハイツ自治会高山氏）

★議長よりチャレンジデーに逗子市は参加しないことを逗子市村松氏に確認のうえ、当該記載の削除訂正を明示したうえで、出席者の拍手で承認した。

5) 第5号議案：平成30年度収支予算（案）について（磯部会計担当役員）

(1) 住民自治協議会の平成30年度交付金会計の予算の説明と審議

- ・交付金会計での収入予算は、941,986円、自主事業費：430,000円、パブリックサービスからの200,000円、前期からの繰越金：311,986円、交付金会計での支出予算では、選択事業費用途、事務費用途等について説明した。

(2) 地域連合会の平成30年度会費会計の予算の説明と審議

- ・会費会計での収入予算は、332,779円、会費収入：120,000円（22自治会町内会等約4000世帯を想定）、8,000円（関係団体8）、前期からの繰越金：194,779円、協賛金5000円×2団体（JR東日本、岩田実後援会）、会費会計の支出予算では共催イベント賛助金等での活動費用途、事務費用途、会議費用途（お茶代）について説明した。

以上について議長から質問・意見を求めたが特に無く拍手で承認した。

6) 第6号議案：議員の参画に関する規程（案）（磯部事務局長：前会長）

- ・地域連合会活動への市議会議員の参画に関する規程案について審議を行った。

《経緯・説明》

- ・9月の代表者会議で、市議会議員が地域貢献活動の一環として、住民自治協議会の場を利用することは住民にとっても有意義と考えるとの進言を会員から受けた。そこで、議員の参画の仕方について役員会で討論を重ね、さらには市議会議員との意見交換会を経て規程案を策定した。
- ・役員会で了承されたので、2月の代表者会議で承認を受けて内規として運用を始めている。
- ・正式な会則としたいので総会に付議する。

・なお、事務局長：前会長より付带的に、以下の点を説明した。

①この会則の対象となるのは、「公職選挙法により選出された議員」なので、現在連合会活動に参加している市議会議員だけでないこと。

②今期（本日の第1回代表者会議）から議題の項目として新たに「議員からの情報」の枠を設け発言する機会をつくることにするが、役員会での事前確認は一切しないこと。

（関連質問）

★議長より、以降の松本氏の発言は当事者となる市議会議員の発言でなく「ホタルの里の会」代表としての発言であることを確認のうえ、許可した。

Q4：第3条の「議員からの提案があったときにはこれを協議し採否を回答」の記載があるので、議員の提案や発言について役員会で承認をとるという一種の検閲が掛かることに危惧を感じる。第4条(3)の記載からは、ホタルの里の会に関する情報提供（例えば、田越川一斉清掃の案内など）を意図せず「政治活動に結び付ける」と指摘されてトラブルの元になる可能性もあり文面的に不当と考える。第5条(2)に関して、これまで地域連合会に対してホタルの里の会の活動や防災施設マップの制作・配布で積極的な活動を行い、信任・支持されてきた経緯を踏まえて「中心的な活動を控える」のは規制となるので当該記載は不当である。上記から当該規程は再考の余地があり廃案にすべきと考える。（ホタルの里の会 松本氏）

A4：事前に説明したように、今期から新たに「議員からの情報」の枠を設け発言する機会を作っておりここでの発言に対しては役員会で事前に内容を「検閲」するようなことは一切しない。また、第3条の規程の趣旨は、活動計画の軸となる「地域づくり計画」としての事業を企画し提案する際には役員会の事前の議論を行うべきであり、こうした提案に際しては役員会への了承を求めるものとの認識である。（磯部事務局長：前会長）

C5：質問者の発言は、地域連合会での住民による積極的な活動への支障になるように聞こえる。質問者の地域に精通した立場であれば住民の地域づくりの活動に対し前向きに『指導をするような心持ち』で取り組んで頂きたい。（デイサービス心 大井氏）

C6：質問者は「ホタルの里の会」としての発言としているが、本来発言権の無い当事者である「議員」としての発言として受け止めざるを得ないので立場をしっかりと意識して発言すべきである。住民自治協議会の活動に資する考えであるならば沼間小学校区ではなく地元での活動に徹して頂きたい。（東逗子子ども会連合会 曾志氏）

★議決権を有する者の賛否を計るよう求める示唆があったが、議長より、出席者に意見を求めたところ特になく、また、この規程案に異議のある意見の求めに対して出席代表者から他に発言が無かったため、他の議案と同様に、拍手による承認が妥当との議長の判断のうえ、出席者の拍手で承認した。

議案が全て承認されたことを踏まえ、議長から第3, 4, 5, 6号議案の(案)の抹消を要請した。

以上をもって議案の審議が終了し、議長が解任された。

司会進行役により、通常総会の閉会が宣言された。

以上

平成30年度沼間小学校区地域連合会役員

役 職 名	氏 名		
会 長	曾 志 光子	東逗子子ども会連合会	
副 会 長	工 藤 嘉明	逗子桜山ハイツ自治会	
副 会 長	森 谷 仁	東逗子商栄会	
事 務 局 長	磯 部 保和	逗子アーデンヒル自治会	
書 記	江 連 信哉	逗子アーデンヒル自治会	
会 計	磯 部 保和	(兼 任)	
役 員	石 井 伸雄	神武寺谷戸町内会	
役 員	高 木 伸一郎	マイキャッスル湘南逗子サンヴェローナ壱番館 管理組合	
役 員	杉 山 建雄	沼間三丁目自治会	
役 員	高 橋 徹	避難所運営委員会	
役 員	高 橋 正好	沼間一丁目自治会	
役 員	武 藤 浩二	桜山4丁目町内会	
監 事	小 清 水 房也	東町内会	
監 事	城 藤 弓恵	マイキャッスル湘南逗子サンヴェローナ参番館 管理組合	

平成30年度活動計画

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）（以下協議会と呼称する）は、結成以来4年目に入りました。自治会、町内会、管理組合といった自治組織をはじめとして、関係団体、協力団体、他住民自治協議会の多大なるご支援を得て順調に発展していることと自負しております。

協議会では自治会、町内会、管理組合、その他の団体の自主活動を尊重し、情報公開を第一として、地域全体に渡る問題、要望、行政からの情報等を共有してまいりました。今年度は、さらに一定のルールのもとで、議員の方々からも情報を得る機会を作ります。

今年度の活動では、従来から継続している事業に加えて、「地域づくり計画」で立案した事業を協議会会員皆さまの承認を得ながら、一つひとつ実施に移していきたく思います。また、「地域づくり計画」につきましては、地域住民の皆さまに周知することと、住民の皆さまが計画策定に参加する仕組みを確立するように努力いたします。

- 1、協議会は自主独立を前提に地域の発展に協力する。
- 2、協議会は、自治会、町内会、管理組合、各種団体の自主活動を尊重する。
- 3、協議会は、地域づくり、環境整備、安全安心、地域活性化等の自主事業活動に取り組む。
- 4、学校行事、協力団体、地域活動に対して、協議会として支援を行う。
- 5、自治会活動の拡大に協議会として協力する。
- 6、地域づくり計画を住民参加で完成し地域発展に努める。

以上を前提に平成30年度協議会活動計画を示します。

	項 目	活 動 内 容
沼間小学校区地域連合会の運営		
	通常総会の開催	年度の予算、役員人事。事業計画等を審議
	代表者会議の開催	事業計画等に基づき実施内容を検討
	役員会の開催	代表者会議等の事前調整
	代表者会議などの議事録作成	総会や代表者会議の議事録を作成し、代表者等を通じて配布
	連合会だよりの発行	年４回程度発行（代表者等を通じて配布）
各組織・団体との協働活動		
	ふれあい市場への協力	ふれあい市場の準備・撤収作業に協力
	沼間小・中学校の環境整備	校庭等の草刈、花壇の整備、周辺清掃等に協力
	ホテルの里の環境整備	田越川のホテルに適した周辺整備
	田越川の清掃	田越川清掃実施（１回/年）
	逗子こども０円食堂	毎月１回の０円食堂の実施
	避難所運営訓練への参加	避難所運営訓練への参加
	地区体育祭への参加	地区体育祭への参加（沼間、桜山体育会）
	東逗子駅前のイルミネーション飾り付け	東逗子駅前のイルミネーション飾り付け準備・撤収作業に協力
	地区対抗駅伝競走への応援	沼間体育会、桜山体育会の応援
	エコ広場ずし	エコ広場 毎月第１週の金曜日・土曜日に開催
逗子市、県との連携		
	逗子市総合防災訓練	逗子市総合防災訓練への参加
	津波避難訓練	津波避難訓練への参加
	各審議会への参加	沼間小学校区代表委員の派遣
自主活動		
	地域づくり計画策定	地域づくり計画の完成
	主要道路渋滞緩和	バナーフラッグの設置
	崖崩れ注意箇所対策	崖崩れ注意箇所対策の推進
	地域の美化	東逗子駅前ロータリーの美化
	防災対応力向上	自治団体間の協力体制の確立
	防犯対策	防犯カメラ設置自治会への情報提供・助力
	沼小通学路児童見守り	児童見守り体制の確立
その他		
	自治会・町内会の設立支援	沼間小学校区内の未自治会・町内会の設立支援

平成30年度 交付金収支予算

【収入の部】

平成30年4月1日～平成31年3月31日(単位:円)

科 目	予 算 額	備 考
前期繰越金	311,986	
自主事業費	430,000	逗子市より
配布金	200,000	(株)パブリックサービスより
合 計	941,986	

【支出の部】

科 目	予 算 額	備 考
活動費(選択事業)	311,000	バナーフラッグ・傷害保険料・0円食堂等
事務費	350,000	印刷代・消耗品備品購入費用等
通信費	20,000	切手・はがき・郵送料
広報費	50,000	広報発行経費(年4回)
会議費	40,000	会議雑費・交通費等
雑費	20,000	
次期繰越金	150,986	
合 計	941,986	

平成30年度 会費会計収支予算

【収入の部】

平成30年4月1日～平成31年3月31日(単位:円)

科 目	予 算 額	備 考
前期繰越金	194,779	
会費収入A	120,000	22自治会町内会
会費収入B	8,000	8関係団体
協賛金	10,000	JR東日本・岩田実後援会
合 計	332,779	

【支出の部】

科 目	予 算 額	備 考
活動費	140,000	共催イベント賛助金等
事務費	30,000	会費会計で運営する事業の事務
会議費	36,000	総会・全体会議お茶代等
次期繰越金	126,779	
合 計	332,779	

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）における議員の参画に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、公職選挙法により選出された議員（以下、「議員」という。）が、沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）（以下、「協議会」という。）に参画する場合において、その行動規範を定めることを目的とする。

（参画条件）

第2条 議員は、役員会の求めに応じて、具体的な事項について協議会活動に参画することができるものとする。この場合においては、第4条の規定を遵守するものとする。

（提 案）

第3条 議員は、役員会を通じて、議案等の参画内容を提案することができる。

2 役員会は、議員から前項の提案があったときには、これを協議し採否を回答する。

3 提案の方法は、口頭、書面を問わないものとする。

（政治活動の禁止）

第4条 議員は、協議会において以下の各号に規定する活動をしてはならないものとする。

- （1） 議員の肩書をもって発行するチラシや冊子等の配布物に、協議会の名が同じく発行主体と誤解されるおそれのあるような表示をすること
- （2） 協議会の名を記載したチラシや冊子等に議員の肩書を表示すること
- （3） 協議会での活動を、以下の行為により自らの政治活動に結び付けること
 - ア 政治にかかわる主張や、その主張に賛同を促すこと
 - イ パブリックコメントに自らの政治的主張を盛り込むよう誘導すること
 - ウ その他、上記の行為に準ずること

（活動の制限）

第5条 議員は、協議会において活動するにあたっては、以下の各号を遵守するものとする。

- （1） 議決権を持つことはできない
- （2） 協議会事業の実施にあたっては、議員は主体的・中心的行動はひかえ、支援に徹するものとする
- （3） 役員会や代表者会議では、求めに応じて発言をすること

（附 則）

この規程は、平成30年5月26日から施行する。